

令和6年度岩見沢プレミアム建設券事業 実行委員会規約

〔目的〕

第1条 岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会、岩見沢建設協会で構成する「岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会」（以下「実行委員会」という）は、裾野の広い住宅関連産業においてプレミアム付き建設券を発行することで、地域経済の活性化を図るとともに、市民の住宅環境改善の促進を図ることを目的とする。

〔事務局の所在地〕

第2条 実行委員会の事務局を岩見沢商工会議所内に置くものとする。

〔事業〕

第3条 この実行委員会の事業は、岩見沢プレミアム建設券事業とし、事業の内容は別に定める。

〔会計〕

第4条 本事業の経費は、補助金、換金手数料、その他の収入をもってこれにあてる。

2 本事業終了時の残余財産は、岩見沢市又は商工会議所等の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させる。

〔券面記載事項〕

第5条 建設券に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 金額、利用有効期間
- (3) 偽造防止の為の通し番号
- (4) 紛失、盗難等の免責事項
- (5) 規約の存在

〔紛失等の責務〕

第6条 利用者が購入した建設券の盗難、紛失、破損については、利用者の責務とする。

〔不正利用の損害〕

第7条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えた時は、発行団体において不正利用者に対し損害金の全部を請求する。

〔登録事業者の責務〕

第8条 登録事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかにその事案を実行委員会へ申し出ること。
- (2) 建設券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (3) 実行委員会及び岩見沢市が本事業に関する調査等を行う時は報告等の協力をすること。
- (4) 本規約に定める事項のほか、実行委員会からの指示を遵守すること。

〔登録事業者資格の喪失等〕

第9条 第7条各号に違反する行為が認められた場合、実行委員会は引換交換の拒否、登録事業者登録の取消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

〔登録事業者による紛失等の責務〕

第10条 登録事業者が、利用者から受け取った建設券について盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、登録事業者の責務とする。

〔届出事項の変更〕

第11条 登録事業者は、登録事業者申請書記載事項に変更があるときは、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

〔返還請求等〕

第12条 建設券を購入したものが不正等を目的として、次のことを行った場合は、実行委員会はプレミアム相当額の返還を請求し、実行委員会で審議決定した内容に基づき処理することができる。

- (1) 建設券を他人に売却し利益を得ること
- (2) 建設券を担保に供し、または質入をすること
- (3) 登録事業者自らの事業上取引（仕入等）に利用すること
- (4) その他本建設券の趣旨に反する行為

〔その他〕

第13条 この規約に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

1. この規約は令和6年2月29日より施行する。